

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）

第7条第1項の規定による証明に関する申請書

年 月 日

南城市長 様

住 所

電 話 番 号

申請者氏名 印

創業予定 創業5年未満（該当するに✓を入れてください）

産業競争力強化法第114条第2項に規定にする認定創業支援事業計画に記載された同法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 支援をうけた認定特定創業支援事業の名称、内容、期間

※支援内容は、経営を①、財務を②、人材育成を③、販路開拓を④として示して下さい。

2 設立しようとする会社の商号（屋号）・本店所在地

(1) 商号（屋号） _____

(2) 本店所在地 _____

3 設立しようとする会社の資本額（株式会社の場合） _____万円

4 新たに開始しようとする事業の種類、内容

5 設立しようとする会社（事業）の設立予定年月日 _____平成 年 月 日

※2～5は、認定特定創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載して下さい。既に事業を開始している場合は、その内容について記載下さい。

申請者が上記の認定特定創業支援による支援を受けたことを証明する。

第 号

証明日 年 月 日

南城市長

※証明書の有効期限は、証明日から1年間です。

(裏)

特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が 1,000 万円から 1,500 万円に拡充し、事業開始の 6 か月前から支援を受けることが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
※ 信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。
- (2) 特定創業支援事業により支援を受けた方のうち、事業開始 6 か月前から創業後 5 年未満の方が対象の要件となります。
- (3) 南城市が交付する証明書をもって、南城市以外で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

2. 株式会社創立時の登録免許税の減免について

- (1) 創業前の方が株式会社を設置する場合には、登録免許税の減免※を受けることが可能です。登録免許税の減免を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要がありますので、必要に応じて写しを取っておいてください。
※資本金の 0.7%の登録免許税が 0.35%に減免（最低税額 15 万円の場合は 7.5 万円の減免）となります。
- (2) 特定創業支援事業により支援を受けた方のうち、創業前の方であることが支援対象の要件となりますので、以下の①又は②に該当する方は登録免許税の減免を受けることができません。
①創業を行った個人（創業後 5 年未満の者であっても対象となりません。）
※ 法人の経営者を含む。
②個人事業主の法人成り（証明書の交付時点では創業前の方であって株式会社設立までに事業を開始した方を含む。）
- (3) 南城市が交付する証明書をもって、南城市以外で創業する場合には、登録免許税の減免を受けることができません。

3. その他

- (1) 証明書の有効期間は証明日から 1 年間です。ただし、有効期間にかかわらず、法改正等により、支援制度が変更・終了となることがあります。
- (2) 証明書は特定創業支援事業による支援を受けたことを証明するものであり、上記の改正支援制度（優遇措置）を受けられることを保証するものではありません。